

大分市上下水道事業公告第98号

次のとおり、『旧希望が丘ポンプ所用地建物等解体条件付き公有財産売却』について一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分市契約事務規則（昭和39年大分市規則第12号）第25条の規定に基づき公告する。

令和6年4月22日

大分市上下水道事業管理者 西田 充男



1. 入札に付する物件及び予定価格等

(1) 入札に付する物件

≪土地≫

所在及び地番	地目	地籍	
		公簿面積(m ²)	実測面積(m ²)
大分市希望が丘一丁1055番43	水道用地	995	995.36

(不動産登記簿の表示による)

≪解体撤去が条件となる建物等≫

建物等の名称	構造等	延床面積(m ²)
電気・ポンプ室	鉄筋コンクリート造平屋建て	52.50
受水槽		105.82

(2) 予定価格等

- ① 土地売却価格（非課税） 22,440,000円
- ② 建物等解体撤去費用（税込） 41,471,100円
- ③ 予定価格（①－②） ▲19,031,100円

※ 予定価格は最低落札価格であり、物件は現状有姿での引渡しとする。

※ 本入札は、建物等解体条件を付した一般競争入札とする。

2. 建物等の解体及び撤去

- (1) 解体撤去が条件となる建築物、工作物、地下埋設物、建物等に付帯する設備並びに建物内外の備品を令和7年3月31日までに解体撤去すること。

- (2) 事前のアスベスト含有調査により、建物の建材にアスベスト含有建材が使用されていることが判明したため、適切な飛散やばく露防止等の措置を講じ、発生する廃棄物を適正に処理する等、関係法令を遵守して解体撤去工事を行うこと。

3. 入札者の参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる方

(参考：地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 大分市税を滞納している方
- (3) 大分市の水道料金を滞納している方
- (4) 日本語を完全に理解できない方
- (5) 大分市上下水道局が定める本ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
- (8) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- (9) 暴力団員が役員となっている事業者
- (10) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。
- (11) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約などを締結している者
- (12) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (13) 役員などが暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (14) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (15) (7)から(14)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人
- (16) その他、大分市上下水道局が契約の相手として不相当と判断した者

4. 一般競争入札の参加申込等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、令和6年5月24日（金）午後5時までに所定の申込書により大分市上下水道局に一般競争入札の参加を申し込むとともに、後日送付する納付書により、令和6年6月3日（月）までに大分市上下水道局が定めた入札保証金1,122,000円を納付すること。

5. 契約条項等を示す場所及び問合せ期間

- (1) 場 所 大分市上下水道局 上下水道部 経営企画課 管財担当班
- (2) 期 間 令和6年4月22日（月）午前8時30分から
令和6年5月24日（金）午後5時まで

6. 現地確認（現地説明会の開催）

大分市上下水道局職員立会いによる入札参加希望者の現地説明会出席を必須とします。職員立会いによる現地説明会に出席しない場合は、入札に参加することができません。

- (1) 開催日時 : 令和6年5月16日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
令和6年5月17日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
（どちらかの説明会への参加が必須です。）
- (2) 開催場所 : 現地：大分市希望が丘一丁目1055番地43（図面等：別紙○）
現地集合、現地解散のため、交通手段は各自で確保してください。
（駐車場はありません。）

7. 入札（開札）日時及び場所

- (1) 日時 令和6年6月7日（金） 午前10時
- (2) 場所 大分県大分市城崎町一丁目5番20号
大分市上下水道局本庁舎5階 51会議室

8. 入札の方法

- (1) 入札場所に入札書を持参することとし、郵便または電送による入札は認めない。
- (2) 入札者が代理人の場合は、当日委任状を持参すること。
- (3) 入札金額は「土地売却価格」から「建物等解体撤去費用」を差し引いた金額とする。

9. 開札及び落札者の決定

- (1) 入札後、大分市上下水道局は即日開札を行い、予定価格より負の値が最も小さい金額を提示した者を落札者とする。なお、正の値の金額で入札があった場合は、正の値が最も大きい金額を提示した者を落札者とする。
- (2) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじで落札者を決定する。

10. 契約保証金

落札者は、大分市上下水道局が定めた契約保証金2,244,000円を納付すること。

11. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、大分市上下水道局が定めた入札保証金を指定された納付方法により納付しなければならない。

- (2) 落札者の納付した入札保証金は、大分市契約事務規則（昭和39年規則第12条）第6条第1項の規定により契約保証金の一部に充当する。
- (3) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後全額返還する。
- (4) 落札者が、大分市上下水道局が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は大分市上下水道局に帰属する。

1 2. 契約書類の提出

落札者は令和6月6月17日（月）午後5時までに契約書類を大分市上下水道局に提出しなければならない。

1 3. 売払代金の納付（土地売却価格が建物等解体撤去費用を上回る場合）

- (1) 土地売却価格から建物等解体撤去費用を差し引いた金額を売払代金とする。
- (2) 契約を締結した者は、大分市上下水道局が交付する納入通知書により、原則として契約締結の日から30日以内に当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。
- (3) 売払決定金額から契約保証金を差し引いた金額とする。

1 4. 建物等解体撤去費用負担金の支払（建物等解体撤去費用が土地売却価格を上回る場合）

- (1) 土地売却価格から建物等解体撤去費用を差し引き、差額で不足する建物等解体撤去費用を大分市上下水道局が負担金として買受人に支払う。
- (2) 負担金の支払いは、大分市上下水道局が解体撤去完了と認めたとき、買受人の請求により支払う。また、解体撤去の完了については、大分市上下水道局と買受人両者立会いのもと現場確認を行うこととする。
- (3) 契約保証金は解体撤去後に還付するが、利子は付さない。

1 5. 入札の無効

入札参加資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに『旧希望が丘ポンプ所用地建物等解体条件付き公有財産売却一般競争入札実施要領』に示す無効な入札に該当する入札は、無効とする。

1 6. その他

- (1) 落札者が法人の場合、契約締結後に売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見しても、追完、代金減額、契約の解除並びに損害賠償を

請求し、又は契約を取り消すことができない。

※ 法人には、事業としてまたは事業のために契約当事者となる個人も含む。

- (2) 契約締結後に、大分市上下水道局の責に帰することができない事由により滅失及び毀損等が生じた場合は、大分市上下水道局に対して契約の解除及び売払代金の減額を請求することはできない。
- (3) この公告に定めるもののほか、入札及び契約に関して必要な事項は、『旧希望が丘ポンプ所用地建物等解体条件付き公有財産売却一般競争入札実施要領』による。

17. 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地等

- (1) 名 称 大分市上下水道局 上下水道部 経営企画課 管財担当班
- (2) 所 在 地 〒870-0045
大分県大分市城崎町一丁目5番20号
- (3) 電 話 番 号 097-538-2424
- (4) ファックス 097-535-1241